

会報

国鉄闘争全国運動

国鉄分割・民営化反対！ 1047名解雇撤回！

56号

2015年1月15日

国鉄分割・民営化に反対し 1047名解雇撤回闘争を支援する全国運動事務局  
千葉市中央区要町2-8 DCC会館内  
〒043-2222-7207  
nationwidemovement@yahoo.co.jp

解雇撤回・JR復帰を求める最高裁署名  
8万4389筆 (15年1月15日現在)

# 2・15集会までに 10万署名の達成を

## 労働運動の力で戦争・改憲阻止

### 国鉄闘争にすべての怒りを糾合し

田中康宏 (動労千葉委員長)

#### 分岐点をなす年

今年は労働者にとって大きな分岐点をなす年になる。そんな思いでこの時代を見えています。安倍政権は昨年、憲法を踏みこみ、憲法を踏みにじって集団的自衛権を行使する閣議決定を強行しました。なぜこんなことが起きるのか。やっぱり労働組合の力が弱くなってしまう結果なんだと考えるなければいけない。戦争だけは絶対にしてはならない。固い決意で戦後、日本労働運動は新しい歩みを始めた。

気付けてみると、政府は国家主義や愛国主義、領土問題を煽り、本来なら国境などない労働者同士が対立させられ戦争に向かっている。そんな危機感を持たざるをえない時代が来ている。安倍政権は5〜6月に集団的自衛権連法を国会に提出すると言っている。阻止しなきゃいけない。労働組合の一番大事な仕事は戦争をさせないことに尽きる。これなしに労働者の団結や権利は絵に描いた餅です。こつこつと恐ろしい流れを断ち切って胸を張って労働者こそが

社会をつくる主人公なんだと進む決意を新たにしたい。

#### 暴かれた真実

この1年間、動労千葉は現場の大変な奮闘を先頭にして一歩一歩進んできました。一つは1047名解雇撤回闘争です。高裁判決から1年3カ月、最高裁は年末に反動判決を下ろすことができなかった。

なぜできなかったのか。国鉄分割・民営化はやはり労働組合をつぶすために仕組んだ国家的不当労働行為だった。28年か

て暴き出したこの真実を前に最高裁も立ち止まっている。4年前、東京地裁でどよめきが法廷に広がりました。伊藤嘉道証人が「動労千葉の12名は採用候補者名簿に載っていた」と明確に言った。大きな衝撃でした。名簿に載った人間は全員採用されていたからです。それを当局側の証人が「12名も名簿に記載」と採用・不採用を決める直前に、葛西職員局長の指示で外した。伊藤証人はこ

つまり、動労千葉の組合員は採用されていた。それを組合員がぶしのため名簿を提出する直前に職員局長の手で外した。これが国家的不当労働行為と言わずして何とこのか。この真実

が最高裁を追い詰めています。その後、さらに真実を暴き出した。国鉄改革法では、国鉄が行った不当労働行為・不当解雇はJRに責任は及ばない仕組みになっている。しかし旧国鉄幹部とJR設立委員長が謀議して不採用基準を定めていたことを示す資料が見つかった。その場には国交省の幹部までいた。本来は解雇撤回の勝利判決以外にありません。この真実を武器に国鉄分割・民営化以来すべてをひっくり返したい。

非正規2千万人  
それは国鉄労働者だけの解雇、不当労働行為、組合つぶしの問題ではありません。国鉄分割・民営化を出発点にとだけ見てはいけません。もう一つ、国鉄分割・民営化は終わらなげ攻撃でした。民営化後に始まったのは鉄道業務を数百の会社にバラバラに外注化していく攻撃でした。それが雇用と安全を破壊して暴れまわっています。

### 不当解雇から28年 2・15国鉄集会へ

国鉄分割・民営化で7628人の国鉄労働者にJRへの不採用通知が出された1987年2月16日から28年を迎えます。国鉄1047名解雇撤回闘争は、2010年の4・9政治和解をこえて闘いを継続し、動労千葉建公団訴訟においてに不当労働行為を明確に認めさせました(1審、2審の判決)。改めて全国の人びとにご支援と「解雇撤回・JR復帰」の最高裁判決を求める10万署名運動を訴えます。

日本の労働者にとって一番の問題は労働運動の再生です。安倍政権の戦争と民営化の政治と対決する労働運動の登場が必要です。四半世紀を超えて国家的不当労働行為と労働運動破壊攻撃に抗してきた国鉄闘争を結果軸に、世の中に満ちあふれた労働者の怒りを労働組合に組織するときです。

昨年、解雇撤回の最高裁判決を求める署名は8万4千筆を超え、自治体労組や教組など全国各地で草の根的に

署名運動が展開され、それが全国34カ所の国鉄集会へと発展しました。「国鉄闘争の火を消すな」の訴えが、現在の内外情勢や労働者の意識を反映しながら一つの労働運動再生の潮流として前進しています。いまこそ国鉄闘争の継続・発展をかけ、解雇撤回・JR復帰の最高裁判決をかちとる10万筆署名の達成と、全国の職場生産点からの民営化・外注化阻止、非正規職撤廃の闘いをつくり出すことを訴え、2・15労働者集会への結果を呼びかけます。(写真は昨年12月24日に東京地裁で行われた動労総連合の出向無効確認訴訟)

- 【東京】2月15日18時/すみだ産業会館
- 【北海道】2月15日13時30分/かてる27道民活動センター
- 【大阪】2月16日18時30分/大阪市民センター
- 【岡山】2月15日14時/岡山市さん太ホール
- 【福岡】2月15日/ももちパレス

の労働者が権利を剥奪され、団結を破壊され、非正規に突き落とされてきたのか。私たちはこの攻撃を打ち砕き、真実を暴いて労働組合のあり方をもう一回取り戻していく責任がある。昨年11月、ついに非正規労働者が2千万人を超えました。国鉄分割・民営化の時、非正規労働者は5〜600万人でした。この二十数年で1500万人が雇用を破壊され非正規に突き落とされた。元に戻さなきゃいけない。国鉄分割・民営化反対闘争を手離すことはできない。

民営化の大矛盾  
もう一つ、国鉄分割・民営化は終わらなげ攻撃でした。民営化後に始まったのは鉄道業務を数百の会社にバラバラに外注化していく攻撃でした。それが雇用と安全を破壊して暴れまわっています。

外注化阻止を闘い始めて16年になります。10年以上止めてきた。動労千葉のような小さな労働組合でもこうやって止めることができた。多くの労働組合がこういう攻撃に職場から立ち上がれば、今のようにならなかつた。この点でも私たちはもう一度その決意を新たにしたい。

外注化がJR本体の労働者だけではなく外注先の労働者に一番の被害をもたらすことに気づき、昨年、CTSの仲間たちを守れというスローガンでストライキをやり、下請けの仲間たちの結果が始まりました。これを押し広げることができれば、雇用と安全を破壊する民営化・外注化を止めることができ

(裏面に続く)



# 全国運動は一つの潮流をなしてきた

都内で1月上旬、全国運動の拡大呼びかけ人会議が開  
催されました。発言を紹介します(文責・事務局)

葉山岳夫(弁護士・動労千  
葉顧問弁護士)

暮れに最高裁判決が来るので  
はと構えていましたが、そう  
ならなかった。上告理由につ  
いては最高裁も簡単に切れな  
い状況にあると思います。

一つに、一審・二審で、名簿  
不記載は、動労千葉の組合員  
であることを理由とした不当差別  
であり、その適用自体も不当  
行為であると認定された。こ  
れは事実認定になるわけだ。  
最高裁は事実認定をひっくり返  
すことはできない。それをベ  
スにしてどうするかと検討して  
いる状況だと思えます。

その大きな柱として高裁の難  
波判決では「不当労働行為が  
ある」となるとJRに不採用  
になった者は清算事業団に行  
く。国鉄改革法ではそうなっ  
ていない」と開き直った。これ  
で不当労働行為があれば解雇撤回  
という路線をふさいだ。それが  
(表面からの続き)

分劃・民営化の矛盾が爆発的  
に噴き出しています。一番象徴  
的なのはJR北海道です。線路  
や列車が壊れても直せない。人  
も金も資材もない。社長が2人  
も自殺した。これは民営化が生  
み出した悲劇です。JR東日本  
も同じ現実です。貨物会社も経  
営破綻、ひたすら賃下げだけが

るので不当労働行為についても  
何ら制裁措置がない。という  
状況の中で職場もメチャクチャ  
にする。  
そういう改革法をわずか1週  
間足らずの審議で一括審議、一  
括採決で全部通した。その根底  
はやはり国鉄改革法であり、そ  
の中心は23条。その違憲性を指  
摘することを上告理由の中心軸  
の一つにした。  
法律上はどうか実際には職  
員も鉄道も何もかも国鉄から新  
会社に引き継がれた。しかし人  
事だけはそういう形であつた  
切った。この違憲性が最高裁に  
とって大きな問題とならない  
はずはない。どう処理するか頭を  
悩ましていたのではないか。

鉄改革法23条。不採用者はこ  
ごとく清算事業団に行く、と。

これを粉砕するため国鉄改革  
法そのものが憲法違反であるこ  
とを上告理由で集中しました。

23条については、作成の沿革  
自体も問題がある。当時、職員  
局長だった葛西敬之と最高裁  
調査官だった江見弘武が共謀し  
てつくりあげた。

江見が葛西に新規採用という  
形で構成したいと進言した。国  
鉄は清算事業団と一体。国鉄か  
ら清算事業団に行くのが通常の  
ルート。新会社のJRに行くの  
は新規採用。そのために名簿に  
記載された中で選ばれた者がJR  
に行く。これはほとんど  
ない虚構です。

そうしなければ名簿記載の過程で  
脱退強要など不当労働行為もや  
り放題です。不当労働行為を  
やった場合、通常は制裁措置と  
して元の位置に戻すことが原則  
です。しかし、名簿作成に関わ

労働者にのしかかっている。  
もつと深刻な事態なのは、民  
営化のために国鉄時代の82年  
に新規採用を止めた歪みがいま  
量退職になって噴き出していま  
す。この89年でJR労働者  
の40%が退職するのにその後  
の世代の労働者がいない。鉄道  
を安全に動かす条件が壊れよう  
としている。際限なく外注化が  
エスカレートし、メチャクチャ

の通りだ」となって、葛西が不  
採用基準を作る状況になった。  
それが白石判決でも難波判決  
でも不当労働行為と断定され  
た。改革法23条4項に「設立委  
員会が行った行為は新会社が  
行った行為とする」という条文  
がある。設立委員会が行った不  
当労働行為は、新会社が行った  
不当労働行為になる。

そうすると、改革法23条で国  
鉄とJRを分離したが、23条4  
項によればJRが不当労働行為  
を行ったことになる。仮に改革  
法が違憲でないとしても、今あ  
る改革法の中でも設立委員会の  
行った不当労働行為は、新会社  
JR東日本の行った不当労働行  
為になる。

高石さん、中村さんをはじめ  
とした9人の名簿不記載行為  
は、新会社JR東日本が行った  
不当労働行為となる。そうなら  
ストリートにJRに復帰するの  
が当たり前だ。そういう意味か  
らすると、年末にはっきり切る  
形には到底できるものではな  
かった。

もつ一つは、井手正敬の『国  
鉄改革前後の労務政策の内幕』  
が暴いた問題は非常に大きい。  
1987年の恐らく2月2日  
午後、葛西と井手の二人が設立  
委員長の斎藤英四郎に会い「労  
働処分を度々受けた人間につい  
てこのまま採用するのはいいか  
かと思つ」と説得。斎藤は「そ

な労働強化のしかかる。  
何より恐ろしいのは、JRは  
逆に千載一遇のチャンスと考  
え、国鉄的なものを一掃する組  
合つぶしに利用しようとしてい  
る。これから起きるのは去るも  
地獄、残るも地獄の現実です。  
真正面から立ち向かいたい。

この年頭から大変なことが起

長谷武志(全金本山労組副  
委員長)

どんな不当労働行為があつて  
も当該がつぶれば資本は生き  
残る。しかし闘い抜いて団結を  
守り抜いてきた結果、敵にボロ  
が出てきた。闘って展望を切り  
開いた所に感銘を受けました。

改革法と労働者派遣法の施行  
は1986年。74、75年恐慌以  
降、民間中小で激しい争議闘  
争が起きた。資本の延命のため  
労働者に犠牲を転嫁すれば一気  
に階級対立になる。だから国鉄  
改革法はそこをすり抜け不当  
労働行為にならないようにするた  
め制定した。労働者派遣法も考  
え方としては同じだと思う。

民間の労働組合も、労戦統一  
と職場における減量経営、合理  
化と組織破壊攻撃と闘いぬい  
てきた。私たちはそこを闘いぬ  
いて21世紀まで続けている。  
国鉄闘争は民間の労働組合に  
とつても一つの闘いととらえ  
ても一回ここで団結しよう。そ  
の考え方をはっきりさせること  
が重要じゃないか。

きいている。国保が市町村では破  
綻するから県に移管するとい  
う。これだけで絶対終わらない。  
安倍政権は必ず「県も財政破綻  
しているから民間活力を導入す  
る。国保の民営化」と言い出す。  
これが狙いです。そうすれば皆  
保険制度が壊れる。  
去年は年金資金の半分を株に  
突っ込んだ。株が暴落したら年  
金資金が吹っ飛ぶ。

地方は息も絶え絶えなのに、  
JR千葉支社は3月ダイヤ改で特  
急列車の全面廃止・削減を提案  
した。ローカル線廃止には地域  
の総反乱をつくり出し、3月ダ  
イ改にストで闘います。  
1047名の解雇撤回、外注  
化粉砕闘争、組織破壊攻撃を粉  
砕して大量退職問題に対して定  
年延長と65歳まで働ける労働条  
件を絶対かちとる。そして、民

地域の総反乱を

下山房雄(署名運動呼びか  
け人/九州大学名誉教授)

この全国運動は一つの潮流を  
なしてきたと思う。34力所で国  
鉄集会や8万4千の署名を集め  
ているとか。自治労や日教組か  
らも集まっている。僕と似たよ  
うな気持ちの人がかなりいると  
思う。この潮流以外はもう国鉄  
分劃・民営化問題は終わったと  
処理している。

たとえば社会保険庁解体につ  
いて年金機構法は改革法23条と  
まったく同じ条文。

社会保険庁のことは、全労連  
も必死にやって社民左派も一緒  
にやっていますよね。その中で改  
革法23条と同じ条文を使って  
やっていることはほとんど言わ  
れない。それは、国鉄の方は4  
9で終わった、変わったとして  
いる判断。

しかし全国運動の潮流はそう  
判断しないでまだひっくり返せ  
る可能性があるところがんばつて  
いる。私はその部分にだけコミッ  
トしているが、これからやれる  
ことをやりたいと思っている。

荻澤寿良(署名運動呼びか  
け人/高知短期大名誉教授)

国労を中心とした国鉄闘争の  
終結後、抵抗を続けているグ

営化・規制緩和、新自由主義政  
策がもたらした社会崩壊、戦争  
への道、これに対して立ち向か  
う闘いを絶対に貫きたい。  
怒りの声をすべて糾合して、  
今年に国鉄闘争に勝利する年  
にしたい。胸を張って明るく  
2015年を進みたい。(1月  
10日に開催された動労千葉旗開  
きでのあいさつを事務局でまと  
めました)

入江史郎(スタンダード・ウェア  
キユーム石油自主労組委員長)

これから対決軸になるかなと  
思っているのは安倍政権の賃上  
げ攻勢ですね。これは闘いの狙  
上に労働運動の側からきちんと  
のせないといけない。  
そこにわれわれの運動と4  
9政治和解で鎮圧されている人  
たちも含めた全国運動がつな  
がっていく。とりあえずのテー  
マで言えば自治労や教労だった  
り。櫻井よしこの記事に出てい  
るが、敵は敵で自分たちの生命  
線をよくわかっている。  
重要なことは、どういつ最高  
裁判決が出ようが改革法を粗上  
にのせられる条件が28年闘って  
ようやくできたこと。われわれ  
の国鉄闘争とこれから対象に

なっている労働者が結びついて  
いけば分劃・民営化の時以上に  
大がかりな闘いができるんじや  
ないか。  
安倍とか櫻井とか賃上げを語  
るのに一番ふさわしくないやつ  
が率先しているところに一番の  
弱点がある。今年はそこにか  
けたい。

伊藤晃(日本近代史研究者)

署名と34力所の集会は成功し  
たと思います。特に、この集会  
で拠点づくりの出発点、契機を  
つかめる段階になるかなと思  
つたが、これを短期的に結びつ  
けることは難しいということが分  
かったと思います。  
裁判に勝つにしろ負けるにし  
ろ、分劃・民営化の意味、運動  
体のもっている意味、こいつ  
たものをはっきりさせる。その  
ために署名のつながりを活か  
す。そのことを大きな目標にす  
る必要があると思います。

全国的運動拠点をつくるとい  
うことについては、私たちは運  
動の考え方そのものを転換しな  
いといけない感じがします。こ  
のままでは私たちの運動の範囲  
で留まってしまう。やはり署名  
に加わってくれた人に充満する  
言葉と意思を、そのまま一つの  
運動として表現する。そういう  
努力をする必要があると思いま  
した。

櫻井よしこの記事が話題  
になっていきます。地方創生と言  
うとき、地方で反乱を起こす労  
働運動がある。それが自治労で  
あり教員運動であるわけです。  
署名は自治労と教組の人が多  
いわけだから、その運動が今の社  
会の中で持っている意味を伝え  
ていく必要がある。

なっている労働者が結びついて  
いけば分劃・民営化の時以上に  
大がかりな闘いができるんじや  
ないか。